

第3章

「国民」～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～

私たちの暮らしは、森里川海からもたらされる自然の恵み（生態系サービス）に支えられています。かつて我が国では、自然から得られる資源が地域の衣・食・住を支え、資源は循環して利用されてきました。それぞれの地域では、地形や気候、歴史や文化を反映した、多様で個性豊かな風土が形成されてきました。そして、地域の暮らしが持続可能であるために、森里川海を利用しながら管理する知恵や技術が受け継がれ、自然と共生する暮らしが営まれてきました。我が国の文化は、自然との調和を基調とし、自然とのつきあいの中で日本人の自然への感受性が培われ、伝統的な芸術文化や高度なものづくり文化が生まれてきました。しかし、戦後のエネルギー革命、工業化の進展、流通のグローバル化により、地域の自然の恵みにあまり頼らなくても済む暮らしに変化していく中で、私たちの暮らしは物質的な豊かさや便利さを手に入れ、生活水準が向上した一方で、人口の都市部への集中、開発や環境汚染、里地里山の管理不足による荒廃、海洋プラスチックごみ、気候変動問題等の形で持続可能性を失ってしまいました。さらに、海外への資源依存や急速な都市化の進展、人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつあります。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能であることが必要です。第六次環境基本計画においては、コミュニティの基盤である地域について、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを通じて地域の経済・社会的課題の解決に結びつけ、環境・経済・社会の統合的向上を実践・実装していくことを重点戦略の一つに位置付けました。

私たちの消費行動を含むライフスタイルやワークスタイルにおいても、限られた資源を有効活用することで、天然資源の利用及び加工による環境負荷の削減を実現し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費に代わる、持続可能で健康的な食生活やサステナブルファッションなど持続可能な消費に基づくライフスタイル、ウェルビーイングの在り方を示すことが重要です。また、地域ならではの自然とそこに息づく文化・産業を活かした持続的な地域づくり等を推進する中で、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築、人間性及び感受性の回復、健康増進、子どもの健全な発育等を推進することも重要です。そして、地域脱炭素の推進や循環経済への移行、地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成等の地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組は、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現にもつながります。

第3章では、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにもつなげ得る取組を紹介します。

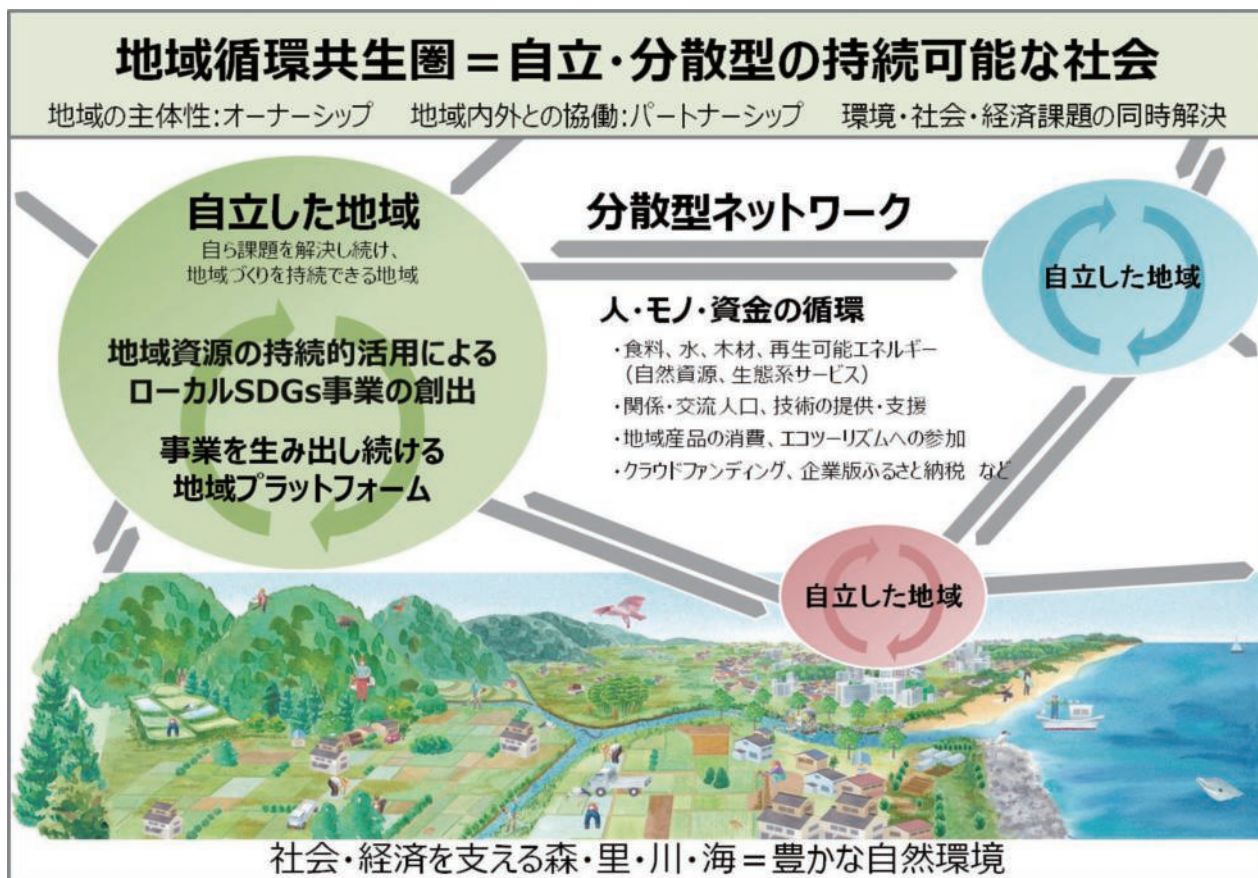
第1節 地域循環共生圏の実践・実装

1 地域循環共生圏

地域循環共生圏は、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社

会」を示す考え方です。例えば、再生可能エネルギーや里地里山からもたらされるバイオマス等の自然の恵みを始めとする地域の資源を持続的に活用し、地域の防災力の向上といった社会課題の解決や、地域の経済循環を強くし、雇用や所得を向上させることを通じて、脱炭素や資源循環、自然再興の取組と地域の経済・社会課題の同時解決を進めることで、持続可能な地域づくりを目指します。地域の主体性を基本として、パートナーシップの下で、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます（図3-1-1）。

図3-1-1 地域循環共生圏の概念



資料：環境省

(1) 地域循環共生圏づくりの推進

地域循環共生圏を創造していくためには、地域のステークホルダーが有機的に連携し、環境・社会・経済の統合的向上を実現する事業を生み出し続ける必要があります。環境省は2019年度から2023年度にかけて、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を行い、ステークホルダーの組織化と、事業の構想作成を支援してきました。2024年度からは、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」を開始し、各地域での地域循環共生圏の創造に加え、地域循環共生圏づくりの支援ができる担い手の支援・創出を図っています。さらにこの事業の中で、地域循環共生圏に係るポータルサイトの運用も行っており、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供することで、全国各地におけるローカルSDGsの実践を一層加速させています。



NIIGATA MUSIC LABORATORYは「新潟を音楽の街に！」をテーマに、音楽を愛する人々が集まるコミュニティづくりを目指している団体です。地域循環共生圏づくりとして、「誰かのやりたいが希望になる」をテーマに、音楽や文化に対する一人一人の「やりたい」という思いが地域の新しい可能性となり、次の世代の希望となることを目指し、NEW HOPEプロジェクトを立ち上げています。このプロジェクトでは、新潟に暮らす様々な人が集い、コーヒー片手に地域について語り合う場「Coffee House」や、そこで出た課題について、自分たちで何ができるか語り合う場「オーダーコーダー」を開催しています。また、対面の場でのつながりをオンライン上でも続けられる場として、Slackも運用しています。こうした取組の中で、未利用魚の活用プロジェクトや、部活動の地域移行の受け皿づくりなどといった、地域課題・社会課題を解決する取組が次々と生まれてきています。

社会事業化団体SHEは、こうした取組を俯瞰で捉えながら、行政・地域・企業など様々な要素をつなぐ役割を担い、持続可能な地域づくりのために、例えば、「Coffee House」で参加者が活発に話せるような場づくりや、参加者から出てきた課題の整理・地域課題との結び付けへの支援等を行っています。こうした体制で、音楽や文化と環境づくりの融合を図り、共感のカルチャーをベースとして新しいライフスタイルと地域の活性化に取り組んでいます。

NEW HOPE プロジェクトの活動



資料：NIIGATA MUSIC LABORATORY

地元の未利用魚を活用したフィッシュバーガー



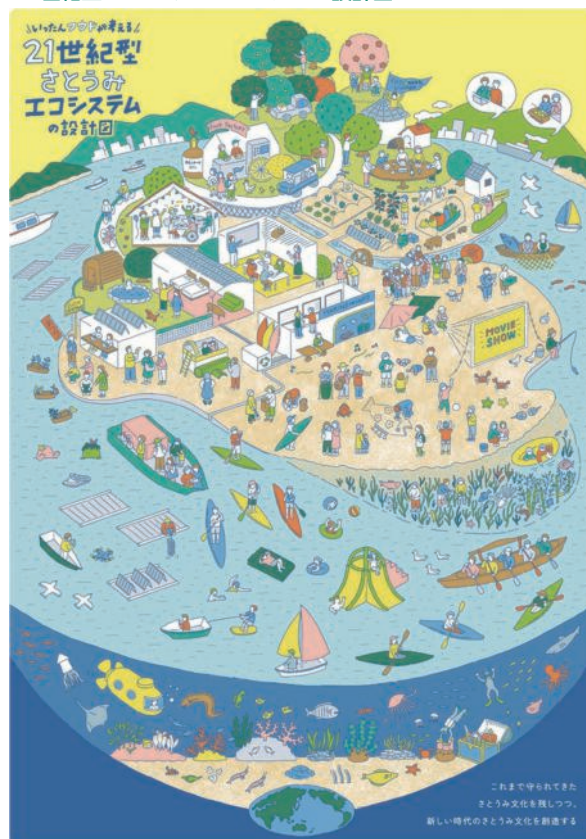
資料：Smile Story



一般社団法人フウドは、瀬戸内海広島島湾の中心に位置する広島県江田島市において、人の暮らしが自然と共生していた時代に習いつつ、里海環境の保全を進め、その活動を支える経済システムを確立する仕組み、環境×社会×経済の循環による「21世紀型さとうみエコシステム」の構築に取り組んでいます。ブルーカーボנקレジット及びふるさと納税制度を活用したエコシステムの構築による豊かな海づくりや、島の資源を活用したアドベンチャーツーリズム、企業・団体向けの研修事業等を行い、域外からの資金獲得、人づくりと仕事づくりの好循環、自然にとっても人にとっても幸福度の高い島を目指しています。

こうした取組に対して、一般社団法人HLLは、地域マングラを用いた意見交換等を通じて、地域の関係者の巻き込み・地域のビジョンづくり、事業アイデア・やりたいことの整理等を支援し、一般社団法人フウドの「風土の再生・再編集」というコンセプトの下、暮らしの中で大切にされている個人の感覚や感情に根差しながら、民間主体が単体では難しい事業活動や仕組みづくりを共に実現することを目指しています。

21世紀型さとうみエコシステムの設計図



資料：一般社団法人フウド

島の資源を活用したアドベンチャーツーリズム



資料：一般社団法人フウド



唐津市は、地域ごとの特性を活かした新たな取組が創造されていくエコシステムを構築し、外部環境の変化に対応しながら地域が発展していく持続可能な社会の実現を目指しています。具体的には、多様な主体が積極的に連携・協力し自然資本と調和した多様なビジネスが創出/共創される街づくりを目指して、ブルーカーボン、ネイチャーポジティブ、海洋プラスチック、資源循環、再生可能エネルギー等のテーマで地域の関係者間で集まり、ありたい姿の共有、その実現に当たって不足している要素等の意見交換を深めています。こうしたプラットフォームでの議論から、プロジェクトの立案・事業化を行い、市域内外の企業や研究機関等との連携を強化し唐津市版地域循環共生圏の実現を目指しています。

こうした取組に対して、一般社団法人GBPラボラトリーズは、社会の動向や国の政策等の大きな流れを汲んだ唐津市の目指す姿の整理、関係者との協力体制の築き方・運営の継続方法等のプラットフォームの仕組みづくりに関する助言・支援、具体のプロジェクトに対する同時解決・協働の視点のインプット、地域外の人やリソースとの連結等の支援を実施し、中長期的視点での課題解決を目指しています。

地域の関係者による環境DNA測定の様子



資料：唐津市

唐津市版地域循環共生圏キックオフミーティング



資料：唐津市

(2) グッドライフアワード

環境省が主催するグッドライフアワードは、日本各地で実践されている「環境と社会によい暮らし」に関わる取組を表彰することによって、SDGsを体現する取組を応援するとともに、広く社会に発信するプロジェクトです。企業・学校・NPO・地方公共団体・地域・個人など多くの応募の中から、毎年「環境大臣賞」と「実行委員会特別賞」が決定され、これまで表彰された取組は400件を超えます。地域循環共生圏の「見本市」として様々な場面で発信するとともに、関係者のパートナーシップを強化することでグッドライフの輪を広げ、地域循環共生圏の創造につなげていきます。

事例



環境循環型農業を実践し、育てる人、作る人、食べる人の顔が見える関係を目指す取組（ヤマキ醸造）

農業生産法人を組織し、有機栽培・特別栽培など環境循環型の栽培方法にこだわり、自社で生産した原料を用いて昔ながらの方法で味噌・醤油・豆腐・漬物を製造し、既存品を活かしたアップサイクル商品の商品開発、そして製造の過程で発生する副産物を有効活用して廃棄ゼロを達成しました。

自社にて太陽光発電からエネルギーを作り、工場稼働などに使用しています。また地元の生協組織と大豆トラスト運動やNPO法人と共に水を育む森林保全の活動などを行っています。

有機栽培・特別栽培等による環境循環型農業の実践



資料：ヤマキ醸造

事例



「終わらない服をつくろう。」お客様と共に歩むグッドライフなエコ活動の取組（青山商事）

大量生産・大量廃棄への対応として、1998年から始まった不要衣類の回収と資源循環の取り組みを進化させ「WEAR SHiFT」リサイクリングBOXを全国の店舗に設置し、顧客と共に歩むエコ活動を推進するとともに、服から服へ、循環型リサイクルにもチャレンジしています。また、回収衣類の一部を用いて災害支援用リサイクル毛布を作製し大規模災害に見舞われた自治体へ寄贈、衣料の回収量に応じた森林保全活動への寄付を通して「AOYAMAの森」づくりに取り組んでいます。

「WEAR SHiFT」リサイクリングBOXの店舗設置



資料：青山商事

事例



びっくりドンキーの生きものにも優しいお米～契約産地での生きもの調査 実施率100%！～の取組（アレフ）

ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」で提供するお米は全量契約栽培を行い、農薬使用は除草剤1回以下で畔を含め殺虫剤の使用は禁止という独自の厳しい基準に加え、生産者自身の水田の「生きもの調査」を義務化しています。

この調査を通して、カエルやトンボ等の水生の幼生が成体になるまで水田の中干し開始時期を延期したり、水生生物が行き来することができるよう排水路と水田をつなぐ魚道を設置したりするなど、生物多様性に配慮した取組を契約産地で推進しています。

生物多様性に配慮した取組が行われる契約産地（田んぼ）で作られたお米



ハンバーグレストラン
びっくりドンキー

資料：アレフ

事例



里山再生「我田の森」プロジェクトの取組（里山クラブ可児）

岐阜県可児市東部の里山で活動する「里山クラブ可児」は、2000年4月に発足し、同市久々利地区にある「我田の森」を拠点として、四半世紀にわたり里山の再生・維持・保全等の活動を行っています。

耕作されなくなった棚田を、田んぼビオトープとして再生させ、一年中水を張りながら、耕さず農薬を使わない米作りを行います。ここでは、田植え・稲刈り・餅つきと一連の作業を体験するワークショップを地域の親子に提供しています。

また、里山を維持する活動も活発です。森の整備により出た木材を用い、原木椎茸作りなどを行い、畑ではオーガニックな野菜を栽培し、季節の恵みを分かち合います。

協賛団体は、企業から行政、大学から幼稚園までと幅広く、多様なパートナーと連携して共に活動を行っています。

田んぼビオトープでの田植え体験会



資料：里山クラブ可児

事例



再生可能エネルギーで輝く「おおなん成長戦略」（島根県邑南町）

2030年度までにネット・ゼロ実現を目指す脱炭素先行地域の一つ島根県邑南町では、地域新電力「おおなんきらりエネルギー株式会社」が、住宅や民間事業者等に太陽光発電・蓄電池を設置し自家消費を進めています。加えて、オフサイト太陽光発電の再エネ電力を地域内に供給することにより、地域外へ流出していた電気料金の地域内循環を目指しています。さらに、スマート農業を推進すると同時に、ビニールハウスのエネルギー源や農耕具の電化、省エネ性能の優れた道の駅の建設など、CO₂排出削減と農業振興を同時に進めています。

また、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の使途に「エネルギーの地産地消による環境と経済を両立したまちづくり」を設け、脱炭素先行地域エリア外でのPPA希望者の財源確保を図っています。

公共施設に導入された太陽光電池



資料：島根県邑南町

農地への太陽光発電導入



資料：島根県邑南町

コラム



「環境教育・ESD 実践動画 100選」

持続可能な社会を実現するためには、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、取り組むことが求められます。そのような問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす社会づくりを目指して行われる教育が、環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）であり、その実践を社会に広げていくことが重要です。環境省では、現場での実践や学びのヒントになるよう、環境教育・ESD実践の優良事例の動画を「環境教育・ESD 実践動画 100選」として選定し、優良事例のショーケースとして広く発信しています。

2024年度の社会教育部門に選定された「ハーベスト」を制作した加山興業では、廃棄物処理事業を行う同社が、環境に悪影響を与えていないか確認をするため、環境指標生物としてミツバチを飼育しています。選定された動画では、飼育するミツバチの観察や採蜜体験を通じて、地域の方々も巻き込みながら活動している様子を紹介しています。

同社は、「生物多様性のための30by30アライアンス」への参加や、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条に基づく認定「体験の機会のある場」での体験の機会を提供しており、廃棄物の適正処理と生物多様性をつなげ、環境教育・ESDの推進に向けて取り組んでいます。

社会教育部門に選定された実践動画「ハーベスト」



ハーベストについて紹介するのじゃ！

資料：加山興業



子供たちは興味津々じゃ！

2 良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上

持続可能な社会を構築し次世代に引き継ぐためには、良好な環境を目指すとともに、人々がその良好な環境とふれあい、持続可能な形で利用することにより、地域のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、持続可能な観光等の地域活性化の実現など、地域に具体的なメリットを創出することが重要です。この実現のため、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化を保全・再生・創出するとともに持続的な利用を促進する取組や、水道水源となる森や川から海に至るまで、良好な環境の創出に取り組む地域を連結した流域一体的な保全のモデルの構築、藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指す里海づくりなどを実施しています。

コラム



良好な環境の創出活動

環境省では、規制等による施策と並行して、これまで「名水百選」や「平成の名水百選」、「残したい“日本の音風景百選”」等により、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、豊かな水辺や星空、音の風景など地域特有の五感で感じる自然や文化といった「良好な環境」の保全にも取り組んできました。「良好な環境」は、きれいな水を活用したそば、わさび、酒づくり等の地場産業や観光の振興など、地方創生の重要な要素にもなっています。

しかし、近年、「良好な環境」が荒廃しつつある地域や、良好な環境の保全活動の継続が資金不足や担い手不足等により困難となる地域も見られます。

このような状況の中、地域における「良好な環境」を保全するだけでなく、積極的に再生・創出し、持続可能な形で利活用することにより、地域課題の解決への貢献とともに、人々のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化の実現が期待されています。

令和6年度良好な環境創出活動推進モデル事業（福島県磐梯町）



資料：磐梯町

令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業（沖縄県大宜味村）



資料：大宜味村観光協会

コラム



令和の里海づくり

瀬戸内海を始めとした閉鎖性海域及び、各地の沿岸域では、高度経済成長期における産業の近代化、都市化に伴い、藻場・干潟の埋め立て、河川や沿岸海域における水質汚濁が急速に進行し、「瀬死の海」とも呼ばれる状況にまで悪化してしまう海域もありました。そのため、環境省では排水規制等に取り組んできたところ、現在では、一定の水質改善が達成されています。一方で、豊かな海を実現するには、生物の生息場になる環境の保全等の取組が重要になりますが、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）」の基本理念では、豊かな海を目指していくことが明記されました。瀬戸内海を豊かな海とするために、2022年度から地域の里海づくりを支援することで好事例モデルを創出することを目的に「令和の里海づくり」モデル事業を実施しています。

当モデル事業は、気候変動の影響による水温上昇等による海域環境の変化も著しい中、現在では、瀬戸内海のみならず全国の沿岸域等で行われる里海づくりが、地域の様々な課題の同時解決を図り、かつ持続可能な取組となることを目指すものです。具体的には、藻場・干潟の保全・再生・創出と、地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目的とした里海づくりを通じて、依然として発生する赤潮、資源の枯渇、人口減少、地域への理解増進、海洋人材の育成といった、沿岸域の環境を取り巻く様々な課題を解決していく好事例を創出していきます。

沿岸域のアマモ場



資料：ざっこCLUB

第2節 ライフスタイルの転換

我が国は2050年ネット・ゼロの実現という目標を掲げていますが、我が国の温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の約6割が家計によるものという報告があり、私たち一人一人が温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります（図3-2-1）。そのためには、「住まい」「移動」「食」「ファッション」の側面から、温室効果ガスの排出量を減らし、廃棄物を減らして3R + Renewableによる資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていくほか、私たち全員が自らの課題として身近なところから行動することを目指すとともに、私たち一人一人の行動変容から社会や組織の変革

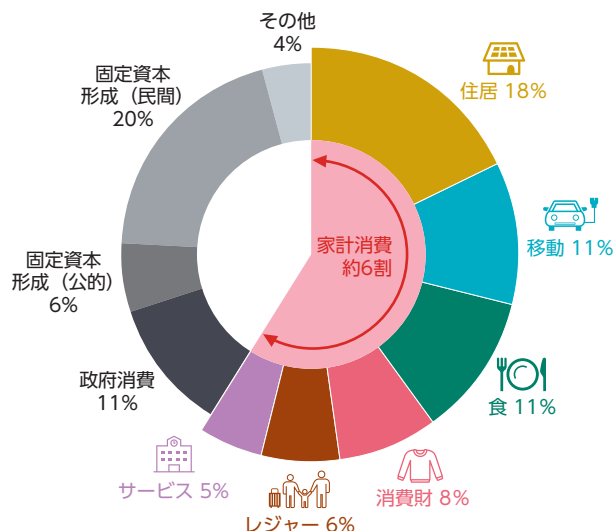
を連動的に促すことで、持続可能な社会への転換を実現することが必要です。

1 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

2050年ネット・ゼロの実現に向けては、暮らし、ライフスタイル分野でも大幅なCO₂削減が求められます。そこで、環境省では、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月に新しい国民運動(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を開始し、2023年7月に「デコ活」を愛称として決定しました。

「デコ活」では、衣食住・職・移動・買い物など、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を提案し、自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の脱炭素につながる豊かな暮らし創りに向けた取組を展開しています(図3-2-2)。

図3-2-1 消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



資料：南斉規介(2019)産業連関表による環境負荷原単位データブック(3EID)(国立環境研究所)、Nansai et al.(2020)Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省(2015)平成27年産業連関表に基づき国立環境研究所及び地球環境戦略研究機関(IGES)にて推計
※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル(資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄)において生じる温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)を算定し、合算したもの(国内の生産ベースの直接排出量と一致しない)。

図3-2-2 新しい豊かな暮らしの提案内容



資料：環境省

また、「デコ活」の開始と同時に発足した官民連携協議会（デコ活応援団）に参画している自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進しており、2024年には連携協働型の社会実装プロジェクトであって、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に対する補助制度を創設しました。

デコ活の具体的な取組の一つとして、WEBサイトにおいて、自治体・企業・団体等より登録いただいた情報を以下の4つの切り口で発信することにより、国民の豊かな暮らし創りを後押ししています。

[1] デジタルも駆使した、多様で快適な働き方・暮らし方の後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーション等）

[2] 脱炭素につながる新たな豊かな暮らしを支える製品・サービスの提供・提案

[3] インセンティブや効果的な情報発信（気づき、ナッジ。消費者からの発信も含め）を通じた行動変容の後押し

[4] 地域独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案、支援

（2025年3月時点の掲載数：[1] デジタル関係：62件、[2] 製品・サービス関係：266件、[3] インセンティブ関係：167件、[4] 地域関係：48件、計543件（複数カテゴリにまたがるものも有））

さらに、国民の暮らしを豊かにより良くする取組として、[1] デ・コ・カ・ツにちなんだ“まずはここから”4アクションを筆頭に、[2] “ひとりでCO₂が下がる”3アクション、[3] “みんなで実践”する6アクションの計13アクションを決定し、日常における一人ひとりのデコ活の実践の呼びかけを行っています（図3-2-3）。

図3-2-3 「デコ活アクション」について

分類			アクション
まずはここから	住	デ	電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住	コ	こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食	カ	感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職	ツ	つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでCO ₂ が下がる	住		高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移		環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住		太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣		クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住		ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食		地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移		できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買		はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住		宅配便は一度で受け取る

※デコ活アクションの詳細については、<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/> から確認を。（今後随時追加更新予定）

資料：環境省

このほか、「デコ活」の普及浸透のため、組織（自治体・企業・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかけるとともに、日々のデコ活の取組を「#デコ活」としてSNS等で発信し、広めていただくこともお願いしているほか、従業員・職員含む個人・自治体・企業・団体の方から「私の／私たちの／我が社の／我が町のデコ活アクション」標語を考えていただき、各部門の中から環境大臣賞を選定・表彰する「デコ活アクション大喜利大会」を開催するなど、様々な施策を展開しています（図3-2-4）。

図3-2-4 デコ活アクション大喜利大会



資料：環境省

今後は、2024年2月に公表した「くらしの10年ロードマップ」の進捗把握のため、取組状況に関する消費者アンケート調査を実施し、国民の生活全般における行動変容・ライフスタイル転換に向けた課題・ボトルネックの構造的な解消のため、「デコ活関係予算」等も活用しながら、官民連携の取組を効果的に促進するなど、あらゆる機会を捉えてデコ活を推進していきます。

事例



昼の再エネ余剰電力を活用した便利・快適・お得な暮らしの実現に向けて ～「デコ活」における実証事業～

近年、再エネの導入拡大により出力制御エリアは全国に拡大し、電力需要の減少等の影響により、足元の出力制御量は増加傾向にあります。この状況を改善する方策の一つとしては、昼間の電力需要を創出することが効果的です。このため、デコ活では、昼の余剰電力を有効活用する新しい暮らしのあり方の絵姿を描いた上で、昼の電力利用への行動変容と、それによる生活者の利益・利便性を訴求すべく、昼間の電力需要の創出に向けて、ディマンド・レスポンス（Demand Response：DR）（消費者が賢く電力使用量を制御することで電力需要パターンを変化させること）のうち、「上げDR」を促し、昼の電力利用へのシフトに向けた効果や消費者の利益について検証するため、2つの実証事業を実施しました。

- 〔1〕IoT機器を活用し、蓄電池・エコキュート・EV等を所有する家庭を対象にしたHEMS機器等を用いた機器制御型DRと、手動で制御する行動変容型DRの実証事業を実施しました。HEMSを活用した住宅用エネルギー機器（蓄電池・エコキュート・EV）の自動制御により平均0.759kWh/回の電力需要創出が達成され、手動制御（0.437kWh/回）と比較して高い上げDRの効果を持つことが確認されました。また、自動制御による経済便益が最も大きくなる場合において、実証期間中に世帯あたり最大約2,400円程度の消費者便益を得られる可能性があることが確認されました。一方、機器登録設定の煩雑さや、電力会社提供の報酬とユーザーの期待値の乖離など、社会実装に向けた課題も明らかになりました。
- 〔2〕市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DR、蓄電池・洗濯乾燥機等をIoT機器を活用して自動制御する機器制御型DRの実証事業を実施しました。市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DRの実証では、秋の平均上げDR量は0.04kWh/30分～0.51kWh/30分、冬では0.04kWh/30分～0.48kWh/30分の範囲でDR効果が確認されました。家庭用蓄電池を活用した機器制御型DRの実証では、太陽光発電の売電価格が高い時間に蓄電し安い時間に消費する蓄電池の導入により、太陽光発電の自家消費を最大化する蓄電池を導入した場合と比べ、月平均400円程度の追加的な電気代削減が可能であることが示されました。一方、アンケート等において、「自分で制御できない」、「経済メリットが分

からない]、「停電時の残量不足」といった市場連動制御に対する不安が多く挙げられました。今後の普及に向けては、対象者自身での操作や選択を可能にすること、アプリ等での経済メリットの提示、一定の蓄電池残量を残す等の方法が有効であると考えられます。洗濯乾燥機等を活用した機器制御型DRの実証では、指口ボットによる家電の遠隔制御を行い食器洗い乾燥機は0.46円～1.27円/回、浴室乾燥機は1.77円～3.29円/回、洗濯乾燥機は0.55円～6.78円/回で変動することが確認されました。対象者が希望する電気代削減額はインタビュー結果によれば月平均551円であり、実証結果と大きな乖離が見られるが、電気代削減額が少額でも、家電の遠隔制御等の利便性向上があれば、サービス受容度が向上する可能性が示唆されています。指口ボットの取付けは、家電により設置が難しいものや複数必要になる場合があり、指口ボットを使用せずに遠隔制御が可能な仕組みの構築が必要であると考えられます。本実証結果をもとに国民・消費者に対して昼の電力利用へのシフトの利益やメリットを提示し、脱炭素につながる豊かな暮らしの実現と2050年ネット・ゼロの実現に向けた取り組みを推進していきます。

昼の余剰電力を有効活用する新しい暮らしのあり方の絵姿

昼の余剰電力を有効活用し、便利・快適・お得な暮らしの実現!

- 再エネの導入拡大が進む一方、出力制御が増加傾向にあり、昼に使用しきれない“余剰再エネ電力”が発生しています。
- 余剰電力の活用には、機器の制御を含めて、昼の電力需要を創出（電力利用を昼にシフト）することが効果的です。



資料：環境省

2 住居

消費ベースで見た我が国の温室効果ガスの排出量において、生活者の住まいからの排出は全体の18%を占め（図3-2-1）、民間の固定資本形成に次いで高いとの報告があり、2050年ネット・ゼロを目指す上で生活者の住まい、中でもエネルギーの利用の見直しは必要です。

(1) 3省連携による住宅の省エネリフォーム等への支援強化

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、経済産業省、国土交通省及び環境省は連携して省エネ性能に優れた住宅に対する補助を実施しています。特に数の多い既存住宅について、断熱性能の高い窓への改修等による省エネ化を進めるとともに、2024年度からはZEH基準の水準を大きく上回る省エネルギー性能を有する住宅の新築に対する補助事業を創設するなど、取組を強化しています。

(2)「省エネライフキャンペーン」

「省エネライフ」とは、太陽光発電設備、断熱リフォーム、高効率給湯器、省エネ家電、節水機器を設置・工事することで、自宅の住環境を快適にするだけでなく、月々の光熱費を削減することができ、さらにはCO₂排出削減にも貢献できる暮らしのことです。

環境省では、2023年10月から「省エネライフキャンペーン」を展開しています。本キャンペーンでは、デコ活アクションの中でも、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きい、ZEH化・断熱^{ゼッチ}リフォーム、省エネ家電への買換え等を補助金情報やデコ活に賛同する企業等の情報と併せて呼び掛け、国民一人一人の行動変容を促していくことにより、脱炭素で快適、健康、お得な新しいライフスタイルを提案しています。

(3) 脱炭素電力への切換え

家庭での脱炭素電力使用には、太陽光発電設備等を自宅に設置する以外にも、家庭で使用する電力を脱炭素電源由来のものにする方法があります。

現在、全国では、複数の小売電気事業者が太陽光や風力等の再生可能エネルギー由来の電力メニュー等を一般家庭向けに提供しています。また、電力需要が比較的少なくなる季節の昼間に太陽光等の再生可能エネルギーの出力が抑制される問題が各地で次第に顕在化する中、一部の小売電気事業者では、昼間に電力需要のピークをシフトする世帯に料金割引やポイント等のインセンティブを付与する取組を開始しています。脱炭素電源由来の電力メニューを選択する家庭が増えることにより、家庭部門からの排出削減に加え、脱炭素電力に対する需要が高まり、市場の拡大を通じて脱炭素電源の更なる普及拡大につながる事が期待されます。

脱炭素電力を選択する家庭を増やすための地方公共団体による支援も広がっています。電力切替え希望者を広く募ってまとめて発注したり、競り下げ方式の入札で契約事業者を決定したりすることで、個別の契約よりも安い料金で契約できる取組等も行われています。

3 移動

消費ベースで見た我が国の温室効果ガス排出量において、生活者の移動時に伴う温室効果ガスの排出は我が国全体の11%を占めるとの報告があり（図3-2-1）、グリーン社会を目指す上で住まいと同様、対策が必要な分野と言えます。世界ではガソリン車の販売禁止が加速しており、脱炭素社会に向けた新たな競争が始まっています。このような、世界的な電動化の流れに乗り遅れることがないよう、我が国でも自動車産業の電動化を後押しするとともに、私たち一人一人のライフスタイルの転換を進めていくことが大切です。日常生活を送る上で必ず伴う移動手段はとくに習慣・固定化しがちです。中でも乗物の利用時にはCO₂排出度合いを考慮することも重要です。

再生可能エネルギー電力と電気自動車（EV）等を活用したドライブを「ゼロカーボン・ドライブ（ゼロドラ）」と名付け、家庭や地域、企業におけるゼロドラの取組を応援しています（図3-2-5）。

図3-2-5 ゼロドラのロゴマーク



「あなたのドライブから、脱炭素の未来へ」

資料：環境省

4 食

私たちが毎日口にしている食べ物は自然の恵みで作られており、私たちは「食」のために自然資源を毎日消費しているともいえます。限りある自然資源を未来につなげるために、毎日自分が消費する食べ物がどのように作られたのか、食した後の結果等にも関心を払い、食べ物の選択や食べ残しを減らすライフスタイルを意識することが重要です。

「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月閣議決定）においては、更なる食品ロス削減の取組が進むよう「食べ残し持ち帰りガイドライン」に基づく消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知、納品期限等の商慣習の見直し、食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発などの具体的な施策が取りまとめられました（図3-2-6）。

また、「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を、関係府省庁や地方公共団体が一体的に取り組めるように、三つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」と呼ぶことについて2024年6月に関係府省庁で申合せをし、共通のロゴマークを使用して、一元的に発信していくこととしました（図3-2-7）。

図3-2-6 「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」概要

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成**←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※(3)表彰、(5)情報の収集及び提供(継続)

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。



【食品ロス削減推進サポーター育成用教材】



【国際連携による情報共有】

(2) 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



【食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用】

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の**実態把握**と有効活用の検討。
- ✓家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ✓食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計の継続的な実施。

(6) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

【新規】

- ✓食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための**支援の強化**。



【ガイドライン作成による食品寄附促進】

資料：消費者庁

図3-2-7 「食の環(わ)」プロジェクトロゴマーク



資料：消費者庁

(1) 「てまえどり」

食品産業から発生する食品ロスを削減するためには、食品事業者における取組のみならず、消費者による食品ロス削減への理解と協力が不可欠です。消費者が買い物をする際、購入してすぐに食べる場合などは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」をすることは、販売

期限が過ぎて廃棄される食品ロスを削減する効果が期待できます。

環境省は、消費者庁、農林水産省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と連携して、食品ロス削減月間（10月）に合わせて「てまえどり」の呼びかけを行いました（図3-2-8）。また、2022年12月にはユーキャン新語・流行語大賞トップ10に選出されるなど「てまえどり」の普及・認知が進んでいます。

図3-2-8 食品ロス削減推進月間ポスター



資料：消費者庁

(2) 様々な食品ロス削減の工夫

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2022年度で約472万トンでした。食品ロス削減のため、環境省は、消費者庁、農林水産省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と共に、2024年12月から2025年1月まで、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、食品ロス削減の普及啓発を行いました。外食時には、残さず食べることが大切ですが、どうしても食べきれない場合には自己責任の範囲で持ち帰る「mottECO（モッテコ）」に取り組む活動の普及啓発を実施しています（図3-2-9）。

また、環境省、消費者庁では、食品ロスの削減に先駆的に取り組み、国民運動をけん引する団体等を対象に「令和6年度食品ロス削減推進表彰」を実施しました。企業、団体、学校、個人など様々な主体から計81件の応募があり、環境大臣賞には味の

図3-2-9 「mottECO」ロゴマーク



資料：環境省

素による「フードロス削減プロジェクト『TOO GOOD TO WASTE～捨てたもんじゃない！～TM』を通じた生活者の行動変容の促進と協業によるローカルなエコシステム構築への貢献」、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞には一般社団法人全国フードバンク推進協議会による「全国のフードバンクと連携した食品寄附促進・食品ロス削減推進事業」が選ばれました。

5 ファッション

ファッション産業は、世界全体で水を大量に消費し、温室効果ガスを大量に排出するなど、近年、環境負荷が大きい産業と指摘されるようになりました。

また、生産過程における労働環境の不透明性も課題とされています。経済産業省の「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」によると、我が国の衣料品の約98%が輸入であり、このような環境負荷と労働問題の大部分が海外で発生しています。2022年度に環境省が実施した調査では、1年間に新たに国内に供給される量の約92%が使用後に手放され、約64%はリユースもリサイクルもされずに廃棄されています。このような現状を変革するため、サステナブルファッションの推進が求められています。我が国においても、適正な在庫管理とリペア・アップサイクル等による廃棄の削減、回収から製品化までのリサイクルの仕組みづくり等の企業の取組が進んでいます。2021年8月に消費者庁、経済産業省、環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を立ち上げ、政府一丸となって取り組む体制を構築、連携をしています。消費者庁は消費者向けの啓発及び人材育成、経済産業省は繊維リサイクル等の技術開発の支援及び環境配慮設計の在り方の検討、環境省は企業と家庭から排出される衣類の量及び回収方法の現状把握、使用済み衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等、各省庁の視点から関連する取組を進めています。

さらに、経済産業省と環境省は、2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を議論し、同年9月にその報告書を取りまとめました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会 繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。

(1) ファッションと環境の現状

ア 海外で生まれ我が国で消費される服の一生

我が国で売られている衣料品の約98%は海外からの輸入品です。海外で作られた衣料品は我が国に輸送され、販売・利用されて、回収・廃棄されます。こうした原材料の調達、生地・衣服の製造、そして輸送から廃棄に至るまで、それぞれの段階で環境に負荷が生じています。海外における生産は、数多くの工場や企業によって分業されているため、環境負荷の実態や全容の把握が困難な状態となっています。

イ 生産時における産業全体の環境負荷（原材料調達から店頭へ届くまで）

私たちが店頭で手に取る一着一着の洋服、これら服の製造プロセスではCO₂が排出されます。また、原料となる植物の栽培や染色等で大量の水が使われ、生産過程で余った生地等の廃棄物も出ます。服一着を作るにも多くの資源が必要となりますが、大量に衣服が生産されている昨今、その環境負荷は大きくなっています。

ウ 1人当たり（年間平均）の衣服消費・利用状況

手放す枚数よりも購入枚数の方が多く、一年間一回も着られていない服が1人当たり35着もあります。

エ 手放した後の服の行方

生活者が手放した服がリユース・リサイクルを通じて再活用される割合の合計は約34%となっており、年々その割合は高まってきていますが、更にリユース・リサイクルを推進する必要があります。

オ 捨てられた服の行方

家庭から服がごみとして廃棄された場合、再資源化される割合は5%ほどでほとんどはそのまま焼却・埋め立て処分されます。その量は年間で約44.5万トン。この数値を換算すると大型トラック約120台分を毎日焼却・埋め立てしていることになります。

(2) ファッションと環境へのアクション

サステナブルファッションを実現していくためには、環境配慮製品の生産者を積極的に支援するとともに、生活者も一緒になって、「適量生産・適量購入・循環利用」へ転換させていくことが大切です（図3-2-10）。具体的には、以下の5つのアクションが挙げられます。まずはできることからアクションを起こしていくことが大切です。

- [1] 服を大切に扱い、リペアをして長く着る
- [2] おさがりや古着販売・購入などのリユースでファッションを楽しむ
- [3] 可能な限り長く着用できるものを選ぶ
- [4] 環境に配慮された素材で作られた服を選ぶ
- [5] 店頭回収や資源回収に出して、資源として再利用する

図3-2-10 サステナブルファッションの取組



資料：環境省

第3節 人の命と環境を守る

公害の防止や自然環境の保護を扱う機関として誕生した環境省にとって、人の命と環境を守る基盤的な取組は、原点であり使命です。その原点は変わらず、時代や社会の変化と人々のライフスタイルに応じた政策に取り組んでいます。

1 水俣病対策

水俣病対策については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）（及びその前身である公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））に基づく認定・補償や1995年及び2009年の二度の政治解決による救済が行われるとともに、医療・福祉の充実や地域づくりの取組も進められてきたものの、現在もなお認定申請や訴訟は継続しており、水俣病問題は終わっていません。「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）等を踏まえ、全ての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融

和等を進めていきます。

医療・福祉対策については、患者やその介護者等の高齢化に伴う日常生活能力の低下、介護能力の低下に対応するための胎児性患者等の地域生活支援（デイサービス、在宅支援）や離島等における介護予防事業等の保健福祉の取組を実施していきます。また、水俣病被害者救済特措法第37条において、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることが規定されています。これを踏まえ、環境省では、これまでメチル水銀による脳への影響を客観的に評価するための手法の開発に取り組んできたところ、一定の精度に達したこと等から、2024年12月に外部有識者で構成する検討会を設置し、水俣病被害者救済特措法に基づくメチル水銀による健康影響に係る疫学調査の在り方について議論を行いました。本検討会で検討いただいた結果も踏まえつつ、2026年度をめどに健康調査を開始できるよう必要な検討・準備を進めていきます。

地域の再生・融和については、水俣病発生地域における「もやい直し」は、地域の環境再生と復興、そしてその先にある「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現、また、それらの過程における「参加」の重要性や、さらには地域の土台としてのコミュニティが果たす役割の大きさ、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）の共進化の重要性などについて、今日の我々に重要な示唆をしており、引き続き水俣病発生地域における地域循環共生圏の実現を支援するとともに、他地域への参考としていくことが必要です。

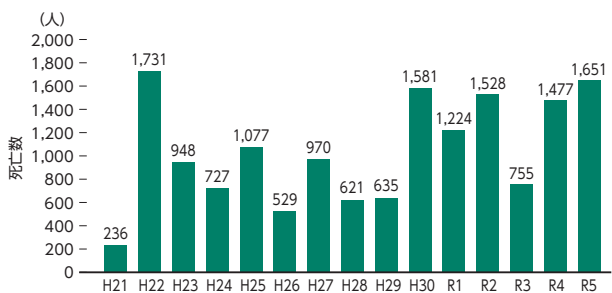
また、我が国の水俣病の経験と教訓を活かした国際的な取組も進めています。例えば、水銀に関する水俣条約においては、条約の有効性評価（条約に基づく措置が条約の目的の達成に効果を上げているかを評価）を実施しており、2025年3月には科学者からなる専門家グループ（OESG：Open-Ended Scientific Group）の会合を熊本県水俣市で開催しました。我が国は、OESGを構成する1チームの代表を務めるとともに、OESGの分析結果に基づき有効性を評価する作業グループ（EEG：Effective Evaluation Group）の共同議長を務めるなどして、本取組に貢献しました。また、水俣市の中学生による水銀対策技術を紹介する動画制作や、水俣と世界の高校生がオンラインで交流する「水銀に関するユースダイアログ」を開催するなど、次世代の水俣条約への理解の促進と行動の強化につなげる環境学習の支援を行いました。

2 熱中症対策

近年、“暑い夏”が続いています。2024年の夏は、全国的に気温の高い日が多く、特に6～8月の平均気温は、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では、2023年の夏と並ぶ1位タイの高温となりました。こうした状況の中、熱中症の死亡者数や救急搬送人員も多くなっています。

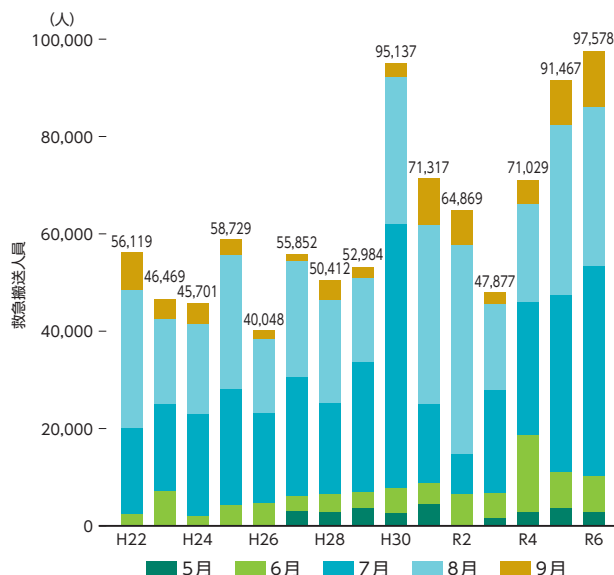
さらに今後、気候変動の影響によって、極端な高温の発生リスクが増加することが見込まれており、我が国における熱中症対策は喫緊の課題といえます。（図3-3-1、図3-3-2）

図 3-3-1 熱中症による死亡者の年次推移



資料：厚生労働省人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>) 令和6年9月17日公表

図 3-3-2 熱中症による救急搬送人員の年次推移



資料：総務省消防庁 (<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>) の資料より環境省作成

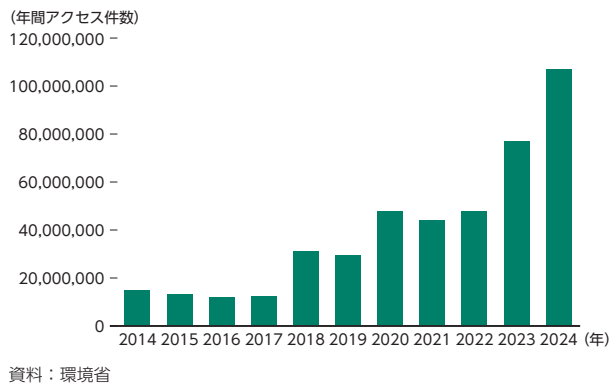
熱中症対策の更なる推進を図るため、2024年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正法」という。）が施行されました。また、関係府省庁及び地方公共団体等は、改正法に基づく「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）の下、連携を強化しながら、熱中症と予防行動に関する理解の醸成等を進めています。環境省では、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの運用、暑さ指数情報等の提供、市町村が指定する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の増加に向けた支援、熱中症予防に関する各種の普及・啓発等を行っています。（図3-3-3、図3-3-4）

図3-3-3 熱中症予防行動ポスター



資料：熱中症対策推進会議関係府省庁

図3-3-4 熱中症予防情報サイトのアクセス数



3 PFAS等の化学物質対策

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）で廃絶等の対象とされたことを受け、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の第一種特定化学物質に指定し、その製造・輸入等を原則禁止しています。また、過去に製造・輸入されたPFOS等を含有する泡消火薬剤については、関係省庁・関係団体と協力して、代替と処分に向けた取組を進めるとともに、4年ごとにPFOS等を含有する泡消火薬剤の全国の在庫量を調査しており、2024年度の調査結果によると、前回の2020年度の調査と比べて、PFOSを含有する泡消火薬剤は約45%減少、泡消火薬剤中のPFOS含有量は約36%減少しました。

環境中のPFOS及びPFOAについては、化学物質環境実態調査における2009年以降の継続的なモニタリングの結果によると、水質（河川等の公共用水域）や底質及び大気中では統計的に有意な減少傾向が確認されています。河川や地下水等については、2020年に要監視項目に指定し、地方公共団体が地域の実情に応じてモニタリングを実施することで測定地点の拡大を図っています。2020年に設定した指針値（暫定）を超過した地点では、地方公共団体において、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき飲用摂取防止のための取組が行われており、2024年11月には、同手引きを改定し、水道水源や飲用井戸等の存在状況を踏まえた調査を行うなどの内容を新たに反映しました。さらに環境省では、環境中のPFOS及びPFOAの濃度を効果的・効率的に低減する対策技術の実証にも着手します。

また、国民の健康リスクの低減が最も重要であることから、飲み水からの摂取を防止することを第一

に、2024年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価」等を踏まえて、環境省では、水質の目標値等の取扱いについて検討を進めています。また、2024年5月から9月にかけて、国土交通省と環境省の共同で、水道におけるPFOS及びPFOAに関する全国調査を実施し、全国の水道における検出状況等を把握するとともに、11月及び12月には取りまとめ結果を公表しました。同調査結果も活用しつつ、環境省では、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準への引上げを含めた対応を進めていきます。また、国土交通省では、水道水において暫定目標値を超過した場合に水道事業者等が実施した主な対応を整理し、11月に公表しました。

さらに、環境省では、PFASと健康影響の関連性を明らかにするため、環境研究総合推進費を活用して疫学調査や研究を支援するとともに、PFASに関する総合研究、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査等、科学的に評価可能な疫学調査や研究を進めています。エコチル調査では、2010年度から約10万組の親子を対象に、血液等を採取し化学分析を実施するほか、健康状態等の追跡調査を実施しており、化学物質（PFASを含む。）等が子どもの健康に与える影響を明らかにするための調査研究を実施しています。また、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査では、人への化学物質（PFASを含む。）の平均的なばく露の状況を把握するために、対象規模を拡大して血液等の生体試料中の化学物質濃度調査を実施します。

加えて、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」やリーフレット、ポータルサイト等を通じて、PFASのリスクコミュニケーションも促進していきます。

4 鳥獣保護管理の強化

（1）ニホンジカ・イノシシの半減目標

中山間地域における人口減少・高齢化による人間活動の低下に伴い、耕作放棄地や利用されない里山林等が鳥獣の生息にとって好ましい環境となることなどにより、ニホンジカ、イノシシ、クマ類等の分布域が拡大し、生態系や農林業、生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

環境省と農林水産省は、ニホンジカとイノシシについて、2023年度までに2011年度の個体数から半減させることを目標として捕獲対策を強化してきました。その結果、特にニホンジカの個体数については、未だ高い水準にあることから、目標の期限を2028年度まで延長し、ニホンジカの集中的な捕獲対策等の取組を進めています。

（2）クマ被害増加

クマ類については、秋の堅果類の結実量の影響等もあり、数年おきに人里への大量出没を繰り返していましたが、特に2023年度は統計のある2006年度以降最も多い人身被害件数を記録しました。人の日常生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かす事態を受け、環境省ではクマ類の専門家による検討会を設置し、科学的知見に基づき、クマ類の出没や被害の発生要因を分析するとともに、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめました。本方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の日常生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」、「広域的な管理」、「順応的な管理」の3つの管理を推進する方向性が示されました。本方針を受けて、2024年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」とする。）に基づく指定管理鳥獣に、絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマ類を指定し、関係省庁と共に「クマ被害対策施策パッケージ」を策定しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に公布され、新たに創設された緊急銃猟制度について公布後6か月以内に施行することとしています。今後、制度整備を着実に進めるとともに、クマ類の地域個体群を維持しながら、捕獲に偏らない総合的かつ効果的な被害防止策を推進していきます。